

本市職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条の規定及び直方市職員の懲戒処分に関する指針に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

1 処分対象者

所属	職名	性別	氏名	年齢
産業建設部 建築管理課	主査	男	森 健悟	43

2 処分年月日

令和7年6月16日

3 処分内容

免職

4 非違行為の概要

当該職員は、市が随意契約により発注する市有建物の設備修繕工事等における請負業者として管工事業等を業とする特定の事業者を選定するなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、令和2年6月下旬頃から令和6年4月中旬頃までの間に同社従業員から、電動工具等25万円相当の供与を受けています。

この行為は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）をはじめ、本市が規定する職員が順守すべき規則等に違反するものであり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当するものと認められるため、懲戒処分を行いました。

また、上記事案の管理監督責任により、当時の管理監督者を下記のとおり処分しました。

1 処分対象者

所属部	職名	性別	処分内容
議会事務局	理事	男	戒告
産業建設部	参事	男	戒告
総合政策部	再任用	男	戒告

2 処分年月日

令和7年6月16日